

新型コロナウイルス感染症などの影響により、以下のケースに該当する場合は、市税の徴収猶予などが認められる可能性がありますので、ご相談ください。

徴収猶予の「特例制度」

事業などに係る収入に相当の減少があったかたは、1年間、市税（国民健康保険税含む）の徴収の猶予を受けることができます。その間は延滞金がかからず、担保を提供する必要もありません。

2月1日(土)から令和3年1月31日(日)までに納期限が到来する市税が対象です。納期限が過ぎたものも、6月30日(火)までに申請すれば、さかのぼってこの特例を利用することができます。

対 下記の①、②両方に該当するかた

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）で事業などに係る収入が前年同期比でおおむね20%以上減少している

②一時的に納付や納入が困難である

持 申請書、収入や現金・預金の状況が分かる資料

※提出が難しい場合はご相談ください。

◇納税（特例制度）に関すること

問 納税課 ☎048-259-7949

国保収納課 ☎048-259-7671・7673

◇課税に関すること

問 市民税課 ☎048-259-7634・7635・7636

固定資産税課（償却）☎048-259-7637

（土地）☎048-259-7639

（家屋）☎048-259-7640

国民健康保険課 ☎048-259-7669

傷病手当金の支給

内 新型コロナウイルス感染症に関し一定の要件を満たすかたに傷病手当金を支給します。

対 下記の全てに該当するかた

①給与などの支払いを受けており、川口市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している

②新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われたことで、療養した期間中の給与など(全部または一部)を受けとることができなかった

③療養期間が4日以上続き、4日目から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日がある

適用期間…令和2年1月1日(祝)から9月30日(水)の間で療養のため労務に服することができなかった期間

持 傷病手当金支給申請書

※詳細は市ホームページをご覧ください。

問 国民健康保険課 ☎048-259-7670

高齢者保険事業室 ☎048-259-7653

固定資産税・都市計画税の減免

中小事業者などが所有する償却資産・事業用家屋（土地を除く）の令和3年度分固定資産税・都市計画税が軽減されます。

※税理士などの認定が必要です。

対 新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが大幅に減少した中小事業者など

◇減免額

①30%以上減少…2分の1

②50%以上減少…全額免除

※令和2年2月～10月の任意の3カ月の売上げの前年同月比

持 認定経営革新等支援機関等の確認書、確認時に提出した書類の写し、固定資産税・都市計画税減免申請書

※詳細は市ホームページをご覧ください。

申問 令和3年1月29日(金)までに固定資産税課へ

☎048-259-7637・7641

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少したかたは、申請により減免が認められる場合があります。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

問 国民健康保険課 ☎048-259-7669

高齢者保険事業室 ☎048-259-7653

介護保険課 ☎048-259-7295

国民年金保険料の免除・納付猶予制度など

新型コロナウイルス感染症の影響や経済的な理由・災害などにより、国民年金保険料を納めることが困難なときは保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」、「学生納付特例制度」があります。

※詳細は日本年金機構ホームページ、市ホームページをご覧ください。

問 国民年金課 ☎048-259-7666

浦和年金事務所 ☎048-831-1638

新型コロナウイルス感染症対策のため、できる限り郵送による申請手続きをお願いしています。

